

下水道使用料減免のお知らせ

自宅と同じ水道メーターの水道水を水稻育苗に使用している方は、下水道使用料の減免制度を利用することができます。

該当される方は、令和7年5月12日(月)までに湯川村役場産業建設課建設係へ申請書を提出してください。

1 減免の内容

育苗箱50箱につき1m³を下水道使用料から減免します。

2 申請書の配布場所

湯川村役場 産業建設課 建設係窓口

3 申請書の提出期限

令和7年5月12日(月) 午後5時 ※期限厳守でお願いします。

4 注意事項

(1) 水道使用料ではなく**下水道使用料の減免**です。

(2) 期限内に申請書の提出が無い方については、減免の対象とはなりません。

(3) 次のような方は減免の対象ではありません。

○**下水道に接続していない方。**

○**自宅とは別の水道メーターの水道水を育苗に使用している方。**

○自宅と同じ水道メーターの水道水を育苗に使用しているが、子メーターにより下水道使用料を算定している方。

○川や水路、地下水を育苗に使用している方。

(4) 必要に応じて苗箱数の確認に伺うことがあります。

5 お問合せ先

湯川村役場 産業建設課 建設係 (電話0241-27-8850)